

第8章

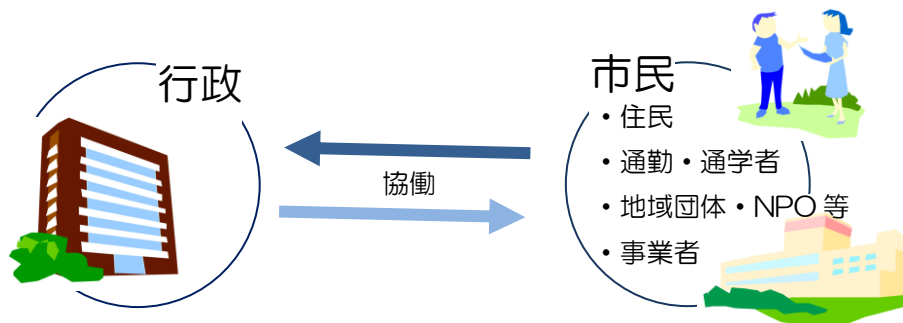
市民との協働



市民・行政の協働による景観まちづくりの推進

本市では、川尻地区や新町・古町地区のように、住民主体の自主的なまちづくり・景観づくりの活動が既に始まっています。これからも様々な形で市民がまちづくりに関与していくものと考えられますが、市民と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。

今後、様々な主体と連携することで、市民協働による良好な景観形成を推進していきます。



○市民の役割

市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するとともに、以下のそれぞれの役割を果たします。

① 市民の役割

自らが景観の形成の主体であることを意識し、相互に協力して積極的に景観の形成に寄与するように努めます。

② まちづくり活動を行う地域団体・NPO等（NPO法人、一般社団法人及び一般財団法人）

地域特性に応じた良好な地域景観の形成のための活動に努めます。

市民への情報提供や市民の地域活動、NPO等活動への参加促進に努めます。

景観形成のための提言等に努めます。

③ 事業者の役割

事業活動を進めるにあたって、熊本のもつ豊かな地域特性に配慮するとともに、積極的に景観の形成に寄与するように努めます。

違反広告物などを掲出しないようにします。

○行政の役割

本市の良好な景観形成を推進するため、景観法第8条に基づく景観計画の策定等の必要な施策に取り組むとともに、条例等の趣旨や目的などについて広く周知・広報に努めます。

施策の実施にあたっては、市民の意見が十分に反映されるように努めます。

道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設の整備等を行う場合、景観の形成に先導的役割を果たすように努めます。

協働による景観形成メニュー

1. 地域特性に応じた景観形成の推進

①地区住民による景観計画の提案

既に、川尻地区や新町・古町地区などで行われている自主的な景観形成活動のほか、地区単位での景観形成活動を支援し、景観づくりの担い手を育成していきます。また、景観法第11条に規定された住民等による地区の景観形成基準等の提案制度を活用し、良好な地区景観の形成を推進します。

②景観協定

良好な景観の形成を目的として、一団の区域における区域内住民の合意により建築物や屋外広告物等の形態意匠を定めた景観法第81条の景観協定を締結することができます。

2. 地域景観資源の保全活用

①NPO等との連携による歴史的建造物の保存活用

歴史的建造物の保存活動に取り組んでいる団体と連携し、歴史的建造物の保存活用を図ります。また、歴史的景観の保全に一定の能力を有するNPO等について、必要に応じて景観法に基づく景観整備機構に指定し、保存と利活用を推進します。

②助成・支援

市民による景観形成活動に対し、専門家の派遣など各種支援を行います。

また、景観重要建造物及び景観重要樹木並びに景観形成建造物の保存、修景行為に対して助成します。

3. 市民の景観に関する意識の高揚

①広報、啓発、顕彰

パンフレット、ホームページ、パネル展、屋外広告物講習会及び一斉パトロール等のイベントを開催し、市民の景観及び屋外広告物に関する知識の普及、意識の高揚等啓発に努めます。

②違反の屋外広告物対策

市民が利用するコミュニティボード（公共掲示板）を設置し、維持管理に努めます。

違反屋外広告物簡易除却協力員制度を活用して、電柱や街路樹への違反のはり紙等の簡易除却を協力団体の協力員と行います。

③緑化推進

本市の緑豊かな景観特性を後世に引き継ぐために、緑の保全、創出を図るとともに、講習会や広報活動により市民の緑への関心と理解を深める機会をつくります。また、街路樹や公園の維持管理など市民が活躍する機会をつくり、緑をはぐくむ人づくりを進めます。